

事務連絡  
平成24年7月3日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

社団法人 日本医師会 御中  
社団法人 日本歯科医師会 御中  
社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
社団法人 日本医療法人協会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
社団法人 日本看護協会 御中  
社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
財団法人 日本訪問看護振興財団 御中  
日本病院団体協議会 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
独立行政法人 国立がん研究センター 御中  
独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
独立行政法人 国際医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災補償部補償課 御中  
各都道府県後期高齢者広域連合 御中

事務連絡  
平成24年7月3日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（その5）

下記の通知について、それぞれ別添1から別添2までのとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成24年3月5日保医発0305第3号）（別添1）
- ・特定保険医療材料の定義について（平成24年3月5日保医発0305第8号）（別添2）

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号)

## 様式 5 の 7

## 糖尿病透析予防指導管理料に係る報告書

報告年月日： 年 7 月 日

本指導管理料を算定した患者数 (期間： 年 <del>4</del> 月～ 年 <del>3</del> 月)	① 名
--	-----

①のうち、当該期間後の 6 月末日までに HbA1c が改善又は維持された者	② 名
①のうち、当該期間後の 6 月末日までに血中 Cre 又は eGFR が改善又は維持された者	③ 名
①のうち、当該期間後の 6 月末日までに血圧が改善又は維持された者	④ 名

HbA1c が改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{\text{②}}{\text{①}} \frac{\text{⑤}}{\text{①}} \%$$

Cre 又は eGFR が改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{\text{③}}{\text{①}} \frac{\text{⑥}}{\text{①}} \%$$

血圧の改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{\text{④}}{\text{①}} \frac{\text{⑦}}{\text{①}} \%$$

## [記載上の注意点]

- 「①」の「本管理料を算定した患者数」は、糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者数を計上すること。
- 「②」から「④」の「改善又は維持が認められた者」については、初回に糖尿病透析予防指導管理料を算定した日の直近の検査値と、報告時直近の検査値を比べること。
- 「①」における期間は、前年の 4 月 1 日から当年の 3 月 31 日までとする。ただし、新規に当該指導管理料の届出を行うなど、1 年に満たない場合は、その届出日以降から当年の 3 月 31 日までの期間の結果について記入すること。

特定保険医療材料の定義について  
(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)

別表

II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

060 固定用内副子（スクリュー）

(3) 機能区分の定義

⑧ その他のスクリュー

ウ 機能区分の定義

vii 特殊型・圧迫調整固定用・両端ねじ型・一般用  
次のいずれにも該当すること。

c ~~vi~~に該当しないこと。

V 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

025 歯科用アマルガム用合金（アロイ J I S 適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

(2) 「歯科アマルガム用合金」にあつては、J I S T ~~61276109~~に適合するものであること。

026 歯科用アマルガム用合金（水銀 J I S 適合品）

定義

次のいずれにも該当すること。

(2) 「歯科用水銀」にあつては、水銀を 99.5%以上含有するものであり、J I S T ~~61276112~~に適合するものであること。